平成２３年（フ）第５３号
福井県敦賀市野神15号４番地の13
債務者　谷口　和人
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第９３０号
兵庫県芦屋市陽光町６番５―201号、前住所兵庫県芦屋市竹園町５番17号
債務者　塚原　孝一
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３３４号
徳島県小松島市中田町字池ノ内６番地28
債務者　坪井　玉枝
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３５号
徳島県小松島市中田町字池ノ内６番地28
債務者　坪井　正明
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４８号
徳島県吉野川市川島町桑村2440番地11、旧住所大阪市浪速区浪速東２丁目４番２―704号
債務者　鎌田　貴博
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５号
徳島県三好郡東みよし町加茂2137番地４
債務者　東　　芳江
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２３年（フ）第３８号
徳島県三好郡東みよし町加茂3612番地
債務者　川原　亜紀
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２３年（フ）第８５８号
北九州市小倉北区井堀１丁目17番10号
債務者　酒井　雄次
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８７２号
北九州市八幡西区陣山２丁目８番27―201号
債務者　木田　　孝
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９１１号
北九州市小倉南区上吉田３丁目22番19―103号
債務者　髙瀬すみ子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９１４号
北九州市八幡西区永犬丸西町１丁目14番８号
債務者　藤田　純子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９１５号
福岡県遠賀郡水巻町二東２丁目６番３号
債務者　阿曽沼利恵（旧姓新堀）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９３０号
北九州市小倉北区寿山町１番32号
債務者　友成　　烈
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９４８号
北九州市八幡西区陣原３丁目23番９―902号
債務者　鈴木　　一
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９４９号
福岡県中間市中央１丁目12番６号
債務者　田﨑　哲夫
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３７０号
青森市篠田１丁目24番15号、申立時の住所青森市大字筒井字八ツ橋91番地51
債務者　村川　文夫
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７１号
青森市篠田１丁目24番15号、申立時の住所青森市大字筒井字八ツ橋91番地51
債務者　村川　庸子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６８３１号
大阪市東成区中本１丁目７番22号
債務者　松本きよみ
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部